

重要事項説明書



作成日 2025年 7月 16日

1. 事業者の表示

法人の名称	株式会社 カレア
法人の種類	株式会社
代表者の役職・氏名	代表取締役 七五三木麻実子
法人登記簿記載所在地	東京都大田区久が原3丁目30番15号
法人が行っている他の業務	<ul style="list-style-type: none">・介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業・各種介護関連技能に関する教育及び研修事業・各種イベント、セミナー、講演会、講習会、講習会等の企画及び運営・各種介護用品、介護食品等の販売・健康増進、介護予防セラピスト等の紹介サービス・サービス付き高齢者向け住居及び有料老人ホーム等の運営・前各号に関するコンサルティング
電話番号	03-6410-3296
FAX番号	03-6410-3297
設立年月日	2015年7月1日 水曜日

2. 事業所の表示

フリガナ	カシマショウキボタキノウガタキヨタクカイゴ ミケタナカノヤヨイチヨウ
事業所の名称	看護小規模多機能型居宅介護 m i k e t a 中野弥生町
指定事業所番号	1391400437
事業所の所在地	東京都中野区弥生町2丁目4番9号 ツナシマ第3ビル3階
電話番号	03-3373-0662
FAX番号	03-3373-0676
開設年月日	2020年2月1日 土曜日
利用施設の構造	鉄筋造
延べ床面積（事業所部分）	291.09m ²
登録定員	29名（通い定員 18名、宿泊定員 6名）
主な設備	宿泊室（個室）6室、居間兼食堂、台所、浴室、便所、脱衣室、事務室、玄関ホール、エレベーター他
最寄りの交通機関駅からの距離・所要時間	東京メトロ丸の内線 中野新橋駅 徒歩3分

3. 事業所の責任者

管理者	児玉 優里花（こだま ゆりか）
-----	-----------------

4. 事業実施地域及び営業時間

実施地域	中野区 (上記以外の地域の方は原則として利用できません)	
営業日及び営業時間	年中無休	
	通いサービス	7：30～20：30 (送迎対応可能時間 10：00～16：00)
	訪問サービス	24時間
	宿泊サービス	20：30～ 7：30
	看護サービス	24時間

5. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	株式会社カレアが開設する、看護小規模多機能型居宅介護 m i k e t a 中野弥生町（以下「事業所」という）が行う看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な看護小規模多機能型居宅介護サービス（以下「サービス」という）を提供することを目的とする。
運営方針	ご利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、通い、訪問、宿泊、看護の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。 事業の実施に当っては、関係区市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

6. 従業員

従事者の職種	員数	主な保有資格
管理者	1名	介護職員初任者講習修了
介護支援専門員	1名以上	介護支援専門員
介護職員	5名以上	介護福祉士
看護職員	2.5名以上	看護師
その他事務員等	1名以上	

7. 従業員の職種、職務の内容

1 管理者

管理者は、事業所の従事者の管理および業務の管理を一元的に行う。
また、サービスの利用申込にかかる調整等を行う。

2 事業所ごとに置くべき従事者

介護支援専門員

介護職員

看護職員

従事者は、サービスの提供の業務にあたる。

介護支援専門員は、サービスに係る居宅サービス計画及び

看護小規模多機能型居宅介護計画

(以下「利用計画」という)の作成等を行う。

看護職員、介護職員は利用者の心身の状況を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

宿泊に対して1人以上の夜勤を配置する。夜間の訪問サービスに対応するために宿直または夜勤1名以上を配置する。

8. 看護小規模多機能型居宅介護の内容

看護小規模多機能型居宅介護の内容は、利用計画に基づいて行う次のサービスとする。

1 通いサービス

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援およびサービスを提供する
排泄の介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体の介護

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、その他必要な身体の介護

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する
食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

(4) 機能訓練等に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練および日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練、口腔機能の低下を防ぐために必要な訓練、低栄養状態を解消するためのケアを行う

(5) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、
アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、
老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操

(6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

送迎、移動、移乗動作の介助

2 訪問サービス

利用者の自宅のお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を提供する。

3 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等日常生活上の支援や機能訓練を提供する。

4 看護サービス

医師の指示のもと、必要時に処置や体調管理、助言等を行う。

5 相談・助言に関すること

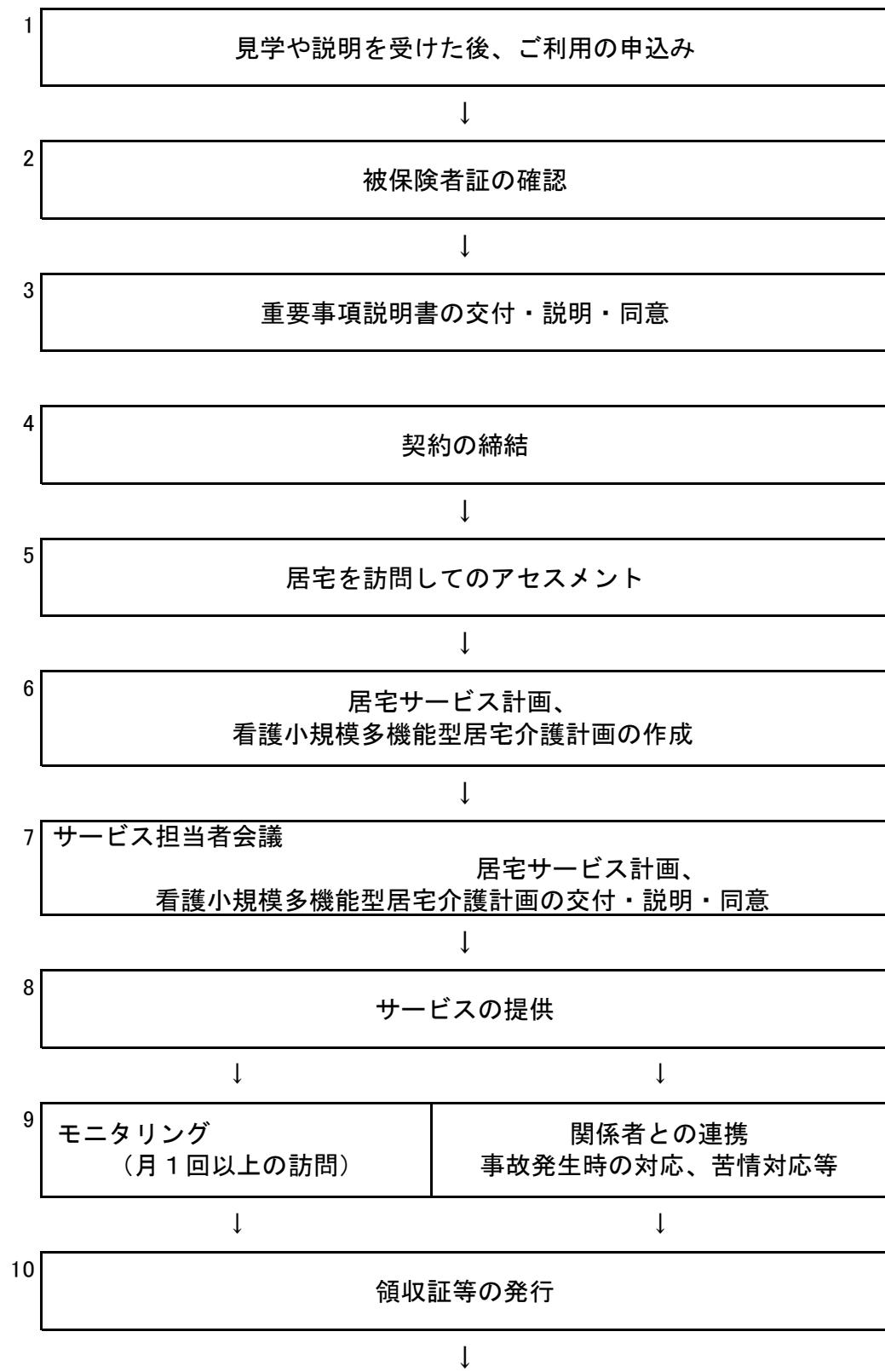
利用者およびその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

9. サービス内容と料金

種 別	内 容	利 用 料 金
介護保険適用部分	看護小規模多機能型 居宅介護費 (通い、宿泊、訪問、看 護)	別紙 m i k e t a 中野弥生町 利用料金表の①に記載
	加算費	別紙 m i k e t a 中野弥生町 利用料金表の①に記載
介護保険適用外の利用者自 己負担の部分 (日常生活上、通常必要な もので、利用者負担が適當 と認められるもの)	食費（食材費）	別紙 m i k e t a 中野弥生町 利用料金表の②に記載
	宿泊費	
	おむつ代 (処理費を含む)	
	その他 (ご契約者が個別に 希望するもの)	
利用料の支払方法	翌月払い	当月分を翌月に現金支払 又は、事業者が指定する銀行口座 へ銀行振込
料金改定	介護保険適用部分	厚生労働省の改定
	介護保険適用以外の部分	改定の1ヶ月以上前に利用者に 文書で連絡し、了解を得ます
償還払い	利用者が法定代理受領サー ビスを利用できないことによ り償還払いとなること	利用者は、一旦利用料を全額自己負担し なければならず、事業所はサービス提供 証明書を発行する

10. サービス提供の手順

居宅介護支援事業者や医療機関と連携し、次の手順でサービスを提供



計画変更の際は5に戻る

11. 相談窓口

看護小規模多機能型居宅介護利用に関する全ての相談窓口（苦情相談を含む）	東京都中野区弥生町2丁目4番9号 ツナシマ第3ビル3階 看護小規模多機能型居宅介護m i k e t a 中野弥生町	
相談担当責任者	管理者／児玉 優里花	
窓口の開設時間	9時30分から17時30分まで	
相談の方法	電話	03-3373-0662
	面 談	東京都中野区弥生町2丁目4番9号 ツナシマ第3ビル3階 看護小規模多機能型居宅介護 m i k e t a 中野弥生町
	文 書	〒164-0013
		東京都中野区弥生町2丁目4番9号 ツナシマ第3ビル3階 看護小規模多機能型居宅介護 m i k e t a 中野弥生町 相談担当責任者宛
	FAX	03-3373-0676
外部苦情相談窓口	電話	中野区 介護・高齢者支援課・介護事業者係 03-3228-8878 東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談指導課 介護相談窓口 03-6238-0177

12. 運営推進会議の設置

設置の方針	<p>地域に密着し、地域に開かれたものにするため、運営推進会議を開催する</p> <p>■構 成 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、中野区の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有するものとする</p> <p>■開 催 概ね2ヶ月に1回とする</p> <p>■会議録 運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成し公表する</p>
-------	--

13. 協力医療機関、バックアップ施設

協力医療機関	中野なおクリニック 中野区弥生町2丁目4番9号 ツナシマ第3ビル2階 電話03-6379-6021
バックアップ施設	社会福祉法人ケアネット 介護老人福祉施設やよいほうむ 中野区弥生町2丁目42番2号 電話03-5342-0820

14. 非常災害対策

対策の方針	非常災害に備えるため、消防計画を作成し非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備する。また、定期的に看護小規模多機能型居宅介護従事者に周知し、避難、救出その他必要な訓練を行うとともに、必要な設備を備える
-------	---

15. 秘密の保持

在職中の従業者	全ての従事者は、その業務上知り得たご契約者又はそのご家族の秘密の保持を義務とし、この旨を誓約書に証す
退職後の従業者	全ての従事者は、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を誓約書に証す
利用者個人情報の必要性	従事者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じてご利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービス担当者と共有するためには、事業者は、あらかじめ、文書によりご利用者及びそのご家族から同意を得る必要があり、サービス提供開始時にご利用者及びそのご家族から包括的な同意を得る。同意書の有効期間は利用契約期間と同じとする。個人情報の範囲は、サービスの円滑な提供に必要な最小限度のものとする

16. 家族等への連絡

希望があった場合	ご利用者に連絡するのと同様の通知を家族等へも連絡する
----------	----------------------------

17. 記録の保管

記録の保管期間	完結の日から2年間
記録の閲覧及び記録の交付	ご利用者から申し出があれば、ご利用者又はそのご家族に限り、記録の閲覧及び記録の交付（実費必要）を文書又はその他適切な方法（例えばご契約者の用意する手帳等に記載）により提供する

18. 緊急時の対応

サービス提供時の事故発生時	速やかに家族、医療機関・医師、区市町村及び当該利用者に係る介護事業者等へ連絡し、医療受診等の適切な処置をとる
利用者の体調悪化等	速やかに家族及び医療機関・医師へ連絡し、医療受診等の適切な処置をとる

19. 損害賠償

事業者に責任がある場合の損害賠償の方針	速やかに賠償を行う為、損害賠償責任保険に加入済
損害賠償責任保険の適用対象	株式会社カレアが開設する看護小規模多機能型居宅介護m i k e t a 中野弥生町において提供するサービス
損害賠償責任保険の補償範囲	看護小規模多機能型居宅介護m i k e t a 中野弥生町のご利用者に対し、株式会社カレアの責に帰する損害賠償

20. 留意事項

利用規則	ご契約者及びご契約者代理人は、事業者や他のご利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を維持するよう努めること
禁止行為	当該サービス提供以外の営利行為や宗教勧誘行為を禁止する

21. 重要事項の変更

変更が生じることが予想される場合の利用者への通知方法	書類を交付して口頭で説明するか又は郵便で通知する
利用者の同意確認方法	重要事項変更書にて同意を得る

22. サービス提供事業所

複数事業所の提案	利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができます。
その際の説明	利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

23. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 (年 月 日)
実施した評価機関の名称	
実施結果の開示状況	

当事業者・事業所は、この重要事項説明書に基づいて、看護小規模多機能型居宅介護 miketa中野弥生町のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

事業者

住 所 東京都大田区久が原3丁目30番15号

事業社名 株式会社 カレア

事業所

住 所 東京都中野区弥生町2丁目4番9号 ツナシマ第3ビル3階

事業所名 看護小規模多機能型居宅介護m i k e t a 中野弥生町

説明日 年 月 日 ()

説明者名

私はこの重要事項説明書に基づいて、看護小規模多機能型居宅介護miketa中野弥生町のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

説明場所 ご利用者ご自宅にて 事業所にて

説明時刻 年 月 日 () 時 分

ご利用者

住 所

氏 名

(印)

**ご利用者代理人
(続柄)**

住 所

氏 名

(印)

または 署名代行者